

一般質問

一般質問とは、市の事務や市が抱える課題などについて市長などにたずねるもので、9月定例会では17名の議員が一般質問を行いました。(3名は実施しませんでした。)ここでは、議会広報委員会が事項別に整理した内容の一部を掲載しています。

一般質問の全文は、1月中旬作成予定の議会議録を図書館や鎌倉市議会ホームページ内「会議録検索システム」でご覧ください。

子どもを取り巻く環境について

本市の子どもを取り巻く環境について、次のような質問が行われました。

【子どもの貧困対策について】

質問：県が作成した子どもの貧困対策推進計画の19の指標はどのようなものか。

子どもみらい部長：子どもの貧困に関する指標を設定し、その数値の変化を確認することで子どもの貧困の状況を把握し、取り組みの検証・評価を行うもので、主な内容は、生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率や就職率などがある。

質問：子どもの貧困状況の把握と取り組みの検証・評価について、現段階で本市の実態を捉えた対策や施策につながるかと考えているか。

同部長：県の指標全てが本市の施策に当てはまるものではないが、県の指標の推移を確認することで、施策の推進につなげていくことができるかと考えている。

質問：県では新規事業として、保護者の経済状況などにかかわらず全ての子どものため、土曜日に体系的、継続的なプログラムを企

都市整備部長：市内には17カ所のボール遊びができる公園や広場がある。

ボール遊びをするには、一定の広さが必要なため、今後、公園の再整備など時機を捉え、検討していく。

【無戸籍の子どもの把握と救済について】

質問：無戸籍の子どもの問題について、メディアで取り上げられているが、本市ではどう把握しているか。

市民活動部長：無籍者情報の把握については、法務省からの通知により、戸籍管理担当課が情報把握に努め、把握したときは法務局へ情報提供するとともに、無籍者に対し、法務局へ相談するよう案内することが求められている。

本市では、現在1件把握しており、無籍状態の解消に向けた助言を行い、手続きを進めている。

【野外の遊び場について】

質問：小・中学生が参加する「子ども議会」では、ボール遊びのできる公園をつくってほしいと指摘されていたが、そのような公園や広場はできないのか。

同部長：本市では、子ども施策に関するプランを策定し、毎年度進行管理をしており、低所得世帯への施策も実施している。現在、県および県内市町村合同で子どもの貧困対策推進計画に係るアンケートを実施しており、その結果を踏まえ、先進市の状況を研究していきたい。

生徒の養護をつかさどるようになっていくが、養護教諭の職務はどのようなものか。

教育部長：毎日の健康観察や定期健康診断を実施しているほか、健康に課題のある子どもを把握し、保護者や関係機関と連携した個別の対応を行うなど、子どもたちの心と体の健康の保持・増進に当たっており、学校内で中心的な役割を果たしている。

【陸上記録大会等で養護教諭が不在のとき、学校現場の安全確保が厳しくなるが、市はこのことをどのように考えているのか。】

同部長：学校側で養護教諭が不在となる状況については課題と認識しており、そのような課題の解決に向けて検討していきたい。

質問：陸上記録大会等で養護教諭が不在のとき、学校現場の安全確保が厳しくなるが、市はこのことをどのように考えているのか。

同部長：学校側で養護教諭が不在となる状況については課題と認識しており、そのような課題の解決に向けて検討していきたい。

全員協議会

次のとおり議会全員協議会を開催し、市長から以下の報告を受けました。

◎戸別収集の検証結果と今後の対応について(10月29日)

平成24年10月から市内3地区での戸別収集モデル事業を実施する中で、さまざまな検証を行い、収集が困難な地区でのごみ減量・資源化の効果を確認し、アンケート調査では戸別収集を好意的に受けとめていることを把握した。

戸別収集は現時点で最大4億円の経費が生じるが、本市のごみ焼却量や減量施策の進捗状況を踏まえ、重要な施策の一つである。

今回の検証結果では、ごみ出しに対する負担軽減、収集

環境の向上に加え、高齢者の見守り活動等の効果もあらためて確認した。

こうしたことから、費用負担が生じるものの、経費の削減に努め、市民へ十分な説明を行い、まずは燃やすごみについて、順次、実施区域の拡大を図り、平成30年10月までに全市域で戸別収集を実施する予定である。

◎旧901会議室の現状と今後の対応について(11月27日)

市が鎌倉市職員労働組合(市職労)に対し、事務所として使用することを許可してきた旧901会議室は、子ども会館・子どもの家の建設のため、使用期限を10月末までとしていたが、市職労は現在も退去していない。

旧901会議室の目的外使用については、任期の更新に際しては、任期の更新に関する条例や勤務実績などから、総合的かつ慎重に判断しなければならないと考える。

また、懲戒処分を受けた市職労の再任用職員の今後の処遇については、任期の更新に関する条例や勤務実績などから、総合的かつ慎重に判断しなければならないと考える。

11月24日には市職労から目的外使用の不許可処分に対する異議申立書が提出されたことから、地方自治法に基づき議会に諮問した上で内容を決定する。

また、懲戒処分を受けた市職労の再任用職員の今後の処遇については、任期の更新に関する条例や勤務実績などから、総合的かつ慎重に判断しなければならないと考える。

11月18日に市職労側とあらためて協議を行ったが理解を得られず、翌19日に建物明渡等請求訴訟を前提とする旧901会議室の明け渡しを求め、仮処分を横浜地裁に申請した。

【採択した陳情】

鎌倉市での父子手帳交付方法に関する陳情

父子手帳交付方法について、配布率が低いため、母子手帳とのセット配布などの変更を求めるもので、委員会、本会議ともに総員により採択しました。

陳情の議決結果

【採択した陳情】

鎌倉市での父子手帳交付方法に関する陳情

父子手帳交付方法について、配布率が低いため、母子手帳とのセット配布などの変更を求めるもので、委員会、本会議ともに総員により採択しました。

◎平成28年度における「重度障害者医療費助成制度継続」についての陳情

陳情の要旨および審議結果

平成28年度も引き続き当該制度を継続するとともに障害児者が負担なく医療を受けることができるよう求めるもので、委員会、本会議ともに総員により採択しました。

可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関することについて、意見書を国会または関係府庁に提出することができます。今定例会では次の6件の意見書を可決し、鎌倉市議会として関係機関に送付しました。

無戸籍児・者の救済に向けた早期の立法措置と、救済の範囲を広げようを求める意見書

無戸籍者問題については、国民としての社会的基盤が与えられておらず、人間の尊厳にかかわる重大な問題として、法務省は平成26年7月に無戸籍者の実態調査を開始した。その後、法務省の発表によって、626名(平成27年6月10日現在)の無戸籍者が存在することが明らかとなり、鎌倉市においても9月定例会の一般質問の中で、1名の無戸籍者が存在することがわかった。

当然、無戸籍であれば、無住民票の状態となり、運転免許証やパスポートも取得できず、また国民健康保険や国民年金の対象となることもできない。また、住民票と連動する学齢簿にも記載されず、小学校に通う就学案内も届かず、結果、小・中学校の義務教育を受けることもできなくなり、教育を受ける権利さえも保障されない。さらに選挙人名簿にも記載されず、選挙権の行使もすることができないこととなる。実際にはこのような無戸籍者が存在することは、国会においても取り上げられている。

そもそも無戸籍という状況が発生する事由は、出生した子の民法第772条の「嫡出推定規定」によって戸籍上の父と血縁上の父が異なる場合にそれを親が忌避し、出生届を出さないことによるものがある。また前述の事由には該当しないが親のネグレクトや虐待等により出生届を出さずに無戸籍となる場合も発生し得る。

民法第772条の「婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する」という嫡出推定規定は、民法施行の明治31年当時、父親の子への責任放棄をさせないため、「早期の身分保障」、「子の福祉」の観点から意義深いものであった。しかしながら、昨今の時代の変容や前述のような事由から、無戸籍者が発生することとなり、その無戸籍である者の権利は大きく脅かされ、結果、本来の法制制定の背景である「子の福祉」は著しく侵害されている。たとえどのような事由があっても、親が出生届を提出しなかったにせよ、生まれてくる子供たちに何ら罪はなく、日本国民として等しく、その権利は保障されるべきである。

よって、鎌倉市議会は、「子の早期の身分保障」と「子の福祉」を実現するため、戸籍が事実と異なる記載とならないよう、民法第772条の例外を認めない嫡出推定規定について見直し、戸籍法や婚姻に関する法律との整合性を図ることなども含めた立法措置をとるとともに、その措置をとるまでの間、通達による救済の範囲を広げ、親子関係不存在及び嫡出否認等の家事調停・審判の手續の簡略化等運用上の更なる見直しを行うことを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月30日

鎌倉市議会

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案の早期成立と日本政府に具体的な行動を求める意見書

我が国は終戦から既に70年の時を経て、国民の睿智とたゆまぬ努力により復興し、経済発展を遂げたが、一方で戦禍の時代を生きた人々の多くは他界され、悲惨な戦禍を経験し記憶する人々には高齢化するところである。日本国は二度と国民と国土が戦禍の犠牲とならぬよう、平和をとうとび、世界恒久平和を実現するために最大の努力を怠ってはならない。我々鎌倉市議会も平和都市宣言を擁する鎌倉市民の代表として、子々孫々に対して、戦争の悲惨さを語り継ぐ必要がある。

さきの大戦では、300万人超の国民の命が失われ、神奈川県においては約5万8000柱の戦没者及び戦災死者の名簿が神奈川県戦没者慰霊堂に納められている。鎌倉市遺族会によれば、その中には鎌倉にゆかりを持つ戦没者が約1,500柱存在する。厚生労働省によれば、海外において戦没者は約240万人にも上り、約113万柱の御遺骨はいまだに収集されておらず、終戦から70年を経てもなお、祖国に帰還されていないのが現状である。御遺骨を待つ御遺族も高齢化が進み、今なお帰らない親、夫、兄弟などの家族への思いは募るばかりである。遺された我々が次世代へ語り継ぎ、戦没者への慰霊のため、御遺骨の収集についても真剣に取り組まなくてはならない。

現在、海外戦没者の御遺骨の収集については国の補助事業として行われているが、国会においては平成27年9月11日、第189回国会での成立を目指して、国会法第50条の2の規定により委員会提出法律案として「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案」が提出され、衆議院においては全会一致で可決された。法律案の内容は遺骨収集を「日本政府の責務」として明確に位置づけ、今年度から10年間を事業の集中実施期間として、政府は遺骨収集の基本計画を作成し、情報収集や遺骨収集について取り組まなくてはならないと定められたものであり、遅々として進まないこの遺骨収集の加速を図る狙いがあるものである。しかしながら、参議院においては残念ながら日程の都合により継続審議となってしまう。よって、鎌倉市議会としては、終戦から70年を経てもなお、帰還できていない海外戦没者の御遺骨の収集を果した、再び祖国日本に帰還できるように、参議院において継続審議となった「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案」の早期の成立と、成立後はその責務を果たすべく、日本政府に具体的な行動を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月30日

鎌倉市議会

ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ外傷等、身体への強い衝撃により、脳脊髄液が漏れ、頭痛、目まい、吐き気、倦怠感等のさまざまな症状が発症する病状である。その症状は、外見的には見えないため、医療現場や交通事故時の保険関係者の無理解に、患者及び家族は肉体的、精神的な苦痛を味わってきた。

国は、平成19年に厚生労働省研究班を立ち上げ、平成23年には脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の診断基準が定められた。また、平成24年にはブラッドパッチ療法が「先進医療」として承認され、平成26年1月に行われた先進医療会議においては、ブラッドパッチ療法の有効率は82% (527件中432例が有効) と報告されたところである。さらに、「外傷を機に発生する、脳脊髄液の漏れ」の診断基準の研究がなされており、ブラッドパッチ療法の保険適用が切に望まれる。

よって、国においては次の事項について早期に実現されるよう強く要請する。

- 記
- 1 脳脊髄液減少症の治療法であるブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)を保険適用とすること。
 - 2 厚生労働省の研究事業において、18歳未満の症例を加えること。
 - 3 脳脊髄液減少症の早期発見・早期治療のため、医療関係機関への情報提供を徹底すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
- 平成27年11月12日
- 鎌倉市議会
- このほか、
- ・日本政府として日本国民に対する韓国政府の人権侵害について外交手段により断固たる措置をとり邦人保護の責務を果たすことを求める意見書
 - ・私学振興のため、私学助成制度の堅持と一層の充実強化を求める意見書
 - ・マイナンバー制度の円滑な運営に係る財産確保等自治体の負担軽減を求める意見書を可決しました。